

区政報告

発行所：品川区議会公明党

住 所：品川区広町 2-1-36 品川区役所 5 階

お気軽に、ご意見・ご感想をお寄せ下さい。

- 議会控室：広町2-1-36品川区役所議会棟5階
- 電話：03-5742-6817
- ファックス：03-3774-3366
- Eメール：info@shinagawa-komei.org
- HP：<http://www.shinagawa-gikaikomei.org/>



ひとり親世帯の支援を前進！ 経済的負担を軽減します

ひとり親世帯の経済負担を軽減する児童扶養手当制度が8月分から拡充され、全額支給を受けられる年収の上限が引き上げられました。

また、支給方法も見直され、現状は毎回4カ月分がまとめて支給される年3回払いですが、来年11月分からは、2カ月分ずつ支給される年6回払いに細分化されます。

■児童扶養手当の年収上限引き上げ

子ども	全額支給の場合 (月額)	全額支給の年収上限 (以下の金額未満)	
		これまで	8月から
1人目	4万2500円	130万円	160万円
2人目	1万40円	171万円7000円	215万円7000円
3人目	6020円	227万円1000円	270万円

【問合せ】子ども家庭支援課 ☎5742-9174

関東地方で急増 風しんが流行しています

関東地方で風しんの患者数が急増しています。厚生労働省は5年ぶりに全国的に警戒を呼び掛けています。大人が発症すると、重症化する恐れがあり、合併症を引き起こす可能性も。さらに妊娠初期の女性が感染すると胎児が先天性風しん症候群を発症する恐れがあります。

区では、対象者に風しん抗体検査の費用助成を行っているため無料で検査が受けられます。抗体検査の結果、風しん抗体価が低かった方へ予防接種を実施します（全額公費負担＝無料）。

【問合せ】保健所保健予防課 ☎5742-9152



未婚のひとり親世帯 寡婦控除を「みなし適用」へ

「寡婦（寡夫）控除」は、婚姻歴のあるひとり親を税制面で優遇する所得控除の一つです。今まで「ひとり親世帯」でも、未婚だと「寡婦（寡夫）控除」が適用されず、税負担や保育料の算定などで不利益を被っていました。



未婚のひとり親に対しても、今年度から各種サービスで「寡婦（寡夫）控除」のみなし適用を順次実施しています。認可保育所などの保育料について、料金が切り替わる9月に合わせて施行されます。

9月21日を「認知症の日」に！ 認知症に理解を

9月21日は「国際アルツハイマー病協会」(ADI)と世界保健機関(WHO)が共同で制定した「世界アルツハイマーデー」。認知症への理解をすすめ、本人や家族への施策の充実を目的に啓発活動を行っています。

政府は「認知症施策推進基本法案」の骨子案をまとめ、9月21日を「認知症の日」、9月を認知症月間として、認知症に関する国民の理解を深め、認知症の人が尊厳を保持して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的としています。

今後、さらに議論を重ね、認知症の当事者や有識者からの意見も聴き、法案化作業を進めています。

